

葉山清寿苑 短期入所サービスセンター 【利用料金表】

《 料金表の見方 》

- ※ 介護サービス費は基本額、加算額ともに地域区分の10.33を乗じて、介護保険分の9割又は8割を引いた額の1割分又は2割分を利用者負担額としている為、誤差が生じることがございます。
 - ※ 葉山清寿苑短期入所サービスセンターでは加算額欄の項目に関してはすべての利用者に加算させていただきます。
 - ※ その他の加算額Ⅰ（個別）につきましては必要に応じて個別に算定いたします。
 - ※ その他の加算額Ⅱ（施設体制）につきましては施設体制が整い次第算定するものとします。
- 内容は毎月送付のご請求書の「介護サービス費内訳」においてご確認ください。

□介護報酬告示額
介護サービス費

(1)基本料金

平成30年4月1日

項目		金額と単位数			
基本額 (1日)	併設短期生活	個室		多床室	
		円	単位	円	単位
		要支援 1	¥4,514	437	¥4,514
	要支援 2	¥5,609	543	¥5,609	543
	要介護 1	¥6,032	584	¥6,032	584
	要介護 2	¥6,735	652	¥6,735	652
	要介護 3	¥7,458	722	¥7,458	722
	要介護 4	¥8,160	790	¥8,160	790
	要介護 5	¥8,842	856	¥8,842	856

(2)加算料金等

加算額 (1日)		円	単位	内容の説明
		○ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	¥61	6
○ 看護体制加算(Ⅰ)※要介護の方で多床室利用時のみ	¥41	4	常勤看護師を1名以上配置。	
○ 看護体制加算(Ⅱ)※要介護の方で多床室利用時のみ	¥82	8	入所者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上。	
○ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)※要介護のみ	¥134	13	夜勤帯に看護・介護職員を基準数以上配置。	
○ 送迎加算※片道	¥1,900	184	居宅と事業所との間の送迎を利用した場合。	
○ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数×8.3%		介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に移行	
○ 長期利用者の基本報酬適正化	△¥309	△30	連続して30日を超えて入所している場合減算を行う。	
○ 緊急短期入所受入加算	¥929	90	計画にない緊急的な短期入所を行った場合7日(14日)を限度。	
その他の 加算額Ⅰ (個別)	若年性認知症入所者受入加算	¥1,239	120	若年性認知症を受け入れた場合。
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	¥2,066	200	医師が認知症状を認め施設入所の必要を判断した場合7日を限度に加算。
	療養食加算	¥82	8/1食	主治の医師より発行された食事せんに基づく療養食の提供等。
	在宅中重度者受入加算※要介護のみ			指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に健康上の管理等を行わせた場合。
	※「看護体制加算Ⅰ」算定あり	¥4,348	421	
	※「看護体制加算Ⅱ」算定あり	¥4,307	417	
	※「看護体制加算Ⅰ・Ⅱ」算定あり	¥4,266	413	
	※「看護体制加算」算定なし	¥4,390	425	
	医療連携強化加算	¥599	58	急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視を定める
	個別機能訓練加算	¥578	56	専従の機能訓練指導員を1名以上配置していること。
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	¥123	12	介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	¥61	6	勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。
	夜勤職員配置加算(Ⅲ)※要介護のみ	¥165	16	規定する夜勤を行う介護職員等の数に一を加えた数以上。
	機能訓練指導体制加算	¥123	12	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の配置が基準以上。
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	総単位数×8.3%		左記により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	総単位数×8.3%		左記により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

□その他の費用

(1)「食費」及び「居住費」(1日当たりの金額、全額自己負担)

負担限度額認定			居住費(円)		食費(円)/日※
詳細は各市区町村介護保険課までお問い合わせ下さい。			多床室	個室	
第1段階	全世帯員が	老齢福祉年金受給者または生活保護受給者	0	320	300
第2段階	市民税	課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下	370	420	390
第3段階	非課税	第1・第2段階以外の方	370	820	650
第4段階	上記以外の方		926	1,363	1,533

- ※第1～3段階の食費について、食数に係らず自己負担上限は上記表の通りとなります(下回る場合はその分のみ)。
- ※第4段階の食費は、朝食370円、昼食640円、おやつ50円、夕食473円となります。

(2) 運営基準で定められた「その他の費用」(全額自己負担)

サービス内容	利用料金	内容の説明
送迎費用(1回)	事業所より利用者宅まで往復(5km以内1,400円、10km以内2,800円、これ以上の場合は、1kmごとに280円加算、ただし高速代は別とする。)	利用者の希望による実施地域以外からの送迎
日用品費	かかる費用の実費	利用者の希望で施設が提供した場合(持参の場合は無料)
教養娯楽費 (外出行事)	1,000円(1行事につき)	利用者の選択による外出行事 (菖蒲園、みかん狩り外出等)
(クラブ活動参加費)	材料実費代	(利用者の選択によるクラブ活動)
理美容代	かかる費用の実費	利用者の希望による
特別な食事	かかる費用の実費	利用者の希望による食事を提供した場合

(3) 通常のサービス提供の範囲を超える費用(全額自己負担)

項目	金額	内容の説明
電気代(月額)	テレビ代 30円 その他の電気製品 30円	利用者の希望で居室内に設置した場合
通院介助	交通費実費(公共交通機関及びタクシー使用等) 施設車両使用の場合は、往復5Km以内1,400円、10Km以内2,800円(これ以上の場合は1Kmごとに280円加算、ただし高速代は別とする) 片道利用の場合も施設発着の実際の走行距離で算定させていただきます。	利用者の希望する病院への通院(受診)
外出介助(送迎含む)	通院介助に同じ	利用者の希望する外出介助